
プロジェクト **のれんの会計処理及び開示に関する検討**

項目 **のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応**

本資料の目的

1. のれんの償却期間及び償却方法に関する実務上の課題への対応については、次の 2 段階で審議を進めることとされており、現在は次の(1)について検討を行っている。
 - (1) 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。) 第 32 項における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかを検討する。
 - (2) 検討を行った結果、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。
2. 審議事項(5)-1 のとおり、第 585 回企業会計基準委員会(2026 年 10 月 5 日開催)では、のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方の整理を行った上で、個別的に識別されている実務上の課題について検討を行うことを事務局から提案し、特段の異論は聞かれなかった。
3. 本日は、のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方の整理についてお示しする。

取得のれんが生じる要因

4. ある企業が取得¹とされる企業結合を行う場合、企業結合の取得原価を被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なもの(以下「識別可能資産及び負債」という。)について企業結合日時点の時価を基礎として配分することとされている。その際に、取得原価と識別可能資産及び負債の時価の純額(以下「識別可能純資産時価」という。)を比較し、取得原価の方が上回る場合の超過額がのれんとして計上される。企業結合に伴って認識されるのれんは、自己創設のれんと区別して、取得のれんと表現される。
5. このように、取得のれんは、取得原価と識別可能純資産時価がそれぞれ独立して算定さ

¹ 取得は、ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。

れることによりその差額として認識されるものであることから、のれんは直接的に測定可能な何らかの単一の価値を表すものではなく、様々な要素が含まれるものと考えられる。

6. 前項のとおり取得のれんには様々な要素が含まれると考えられるが、米国会計基準及びIFRS 会計基準では、のれんの要素について図表 1 の 6 つの観点で説明されている（米国財務会計基準審議会（FASB）の会計基準コード化前の財務会計基準書（SFAS）第 141 号「企業結合」の B313 項以下、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の BC313 項以下）。

図表 1 のれんの要素（SFAS 第 141 号 B313 項以下、IFRS 第 3 号 BC313 項以下）

要素	内容
(1)	取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分
(2)	被取得企業が以前には認識していなかったその他の純資産の公正価値。 それらは、認識の規準に合致していなかった（おそらく、測定上の困難のため）か、当該資産の認識を禁止する要求事項か、又は被取得企業が当該資産を個別に認識する費用は便益によっても正当化されるものではないという理由により、認識されていなかったのかもしれない。
(3)	被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値。 継続企業要素は、当該純資産を別々に取得しなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。当該価値は、当該事業の純資産の相乗効果及びその他の便益（例えば、独占的利益を得る能力や、法的及び取引コストの両面からの潜在的な競争者の市場への参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因など）から生じる。
(4)	取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値。 当該相乗効果及びその他の便益は、企業結合ごとに特有のものであり、異なる企業結合では異なる相乗効果が創出され、したがって異なる価値が創出されることになる。
(5)	提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価。 全額現金での取引における購入価格では、測定上の誤謬は関係しない

要素	内容
	が、取得企業の持分が関連する取引に関しては必ずしも同じことがいえない。例えば、日常的に取引される普通株式の数は、企業結合で発行される株式の数と比較して少ないかもしれない。その場合には、企業結合を実行するために発行された株式のすべてに現在の市場価格を帰属させることで、当該株式を現金で売買して、その現金を企業結合に使用する場合の株式の価値よりも、高い価値を創出することになる。
(6)	取得企業による過大支払又は過小支払。 例えば、被取得企業に対する入札の過程で価格が引き上げられる場合に過大支払が生じるかもしれない。過小支払は強制売却（投売りとも呼ばれる）の場合に生じるかもしれない。

7. 前項の要素は、FASB が 1999 年及び 2001 年に公表した公開草案を参照しており、当該公開草案が公表された当時の米国会計基準において有効であった会計処理に基づく実務で、のれんに含まれていたものとされている。このため、一部の要素(図表 1(1)、(2)及び(5))は現行の米国会計基準及び IFRS 会計基準の下では該当せず、取得のれんの金額に含まれないとされている。また、図表 1(6)は概念的には取得企業の損失（過大支払の場合）又は利得（過小支払の場合）を表し、資産ではないとされている。
8. 一方、図表 1(3)の被取得企業の継続企業（going concern）要素（以下「GC 要素」という。）は、被取得企業に関係し、企業結合前に被取得企業自身が創設したのれん、又は以前の企業結合で被取得企業が取得したのれんとされている。また、図表 1(4)の取得企業と被取得企業のシナジー要素（以下「シナジー要素」という。）は、取得企業と被取得企業の両方に関係しており、企業結合により両者の事業が統合することで期待される相乗効果（シナジー）を反映するものとされている。これら GC 要素とシナジー要素はコアのれんと表現されており、取得のれんの中核的な要素とされている。
9. この点、日本基準においても GC 要素とシナジー要素について、企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（以下「企業結合適用指針」という。）第 381 項において触れられている。

第 381 項

（前略）

しかしながら、次の理由から、のれんを企業結合日に全額費用処理し、これを特別損失に計上することは適当ではないと考えた。

(1) 取得企業は、被取得企業との企業結合にあたって、受け入れる資産及び引き受ける負債の純額を超える何らかの価値（例えば、被取得企業の継続企業としての要素の価値や企業結合により期待されるシナジーなど）を見出し、それに対して自社の株式等の対価を支払ったと考えられる。（下線はASBJ スタッフによる）（後略）

10. 上述の整理を踏まえ、本プロジェクトにおいては、GC 要素とシナジー要素を取得のれんの主要な要素として捉えて分析を行うことが考えられる。
11. ここで、GC 要素とシナジー要素は概念的には別の要素であるものの、企業結合後においては被取得企業の事業と取得企業の事業が統合される可能性があり、この場合にはもはや企業結合前における被取得企業の事業としてではなく、結合後企業の統合された事業として機能することとなると考えられるため、企業結合後においては両要素を明確に区分することは困難と考えられる。このため、本プロジェクトにおいては、原則として GC 要素とシナジー要素を分けずに、一体として分析を行うこととする。

取得のれんの償却の考え方と「効果の及ぶ期間」との関係の整理

（取得のれんの償却の考え方）

12. 一般的に、企業は競争環境にさらされており、一時点で有していた将来キャッシュ・フローの獲得能力は永続するものではなく、企業の継続的な努力がそれを支えていると考えられる。このため、企業結合時に計上された取得のれんは、競争の進展によって通常はその価値が減価していくものと考えられる。仮に将来キャッシュ・フローの獲得能力が維持されているとしても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完され、自己創設のれんへの置き換えが生じていると考えられる。取得のれんを定期的に償却することは、このような競争の進展によって取得のれんが減価していく状況を忠実に表現することに役立つと考えられる。
13. ここで、GC 要素とシナジー要素を取得のれんの主要な要素として捉えて分析を行うとすると、取得のれんは、主に GC 要素及びシナジー要素に関連して期待される将来キャッシュ・フローの獲得能力を反映していると考えられ、これらの要素が企業結合における投資原価の一部を構成している。企業は、この能力を利用して将来キャッシュ・フローへの期待を実際のキャッシュ・フローに変えていく取組みを行い、これを通じて企業結合の成果を実際に享受していくことになる。
14. このプロセスにおいて、企業結合の時点では将来キャッシュ・フローの獲得に関する期

待でしかなかったものについて、時の経過とともに事実に変化していくことになると考えられる。この点について、会計上、投資原価の一部である取得のれんに係る費用を各期に配分し、それを企業結合による実際の成果である収益に対応させることにより、関連性のある情報が提供されることになると考えられる。

(取得のれんの償却の考え方を踏まえた「効果の及ぶ期間」の考え方)

15. 現行の日本基準では、「のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。」とされている（企業結合会計基準第 32 項）。
16. ここで、本資料第 14 項の損益計算の視点に立てば、GC 要素やシナジー要素などによる将来キャッシュ・フローの獲得能力を背景とする投資原価を、一定の期間にわたって配分していくことになると考えられる。この場合、将来キャッシュ・フローの獲得能力が失われると予測されるまでの期間がのれんの償却期間になると考えられ、これがのれんの「効果の及ぶ期間」と表裏一体の関係にあると考えられる。

今後の検討の進め方

17. 本資料第 2 項に記載のとおり、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）では、のれんの減価パターンと償却期間及び償却方法に関する考え方の整理を行った上で、個別的に識別されている実務上の課題について検討を行うことを事務局から提案を行った。その際に実務上の課題として識別された内容は、次のとおりである。

のれんの償却期間

- (1) 回収期間に基づいてのれんの償却期間を決定していることにより、結果として不合理と考えられる状況が生じる場合がある。
- (2) のれんの償却期間は、案件ごとに監査人と協議して決定するプロセスが必要となるため、買収価格の決定時点では会計上の償却期間が分からず、予見可能性が乏しい。

のれんの償却方法

- (3) 企業結合の目的や経営実態を踏まえると、企業結合日からのれんを償却することに違和感がある。
18. 次項以降においては、本資料における取得のれんに関する考え方の整理を踏まえた各実

務上の課題への対応方針について記載する。

(回収期間との関係)

19. 企業結合適用指針第 382 項では、「実務上、のれんの償却期間の決定にあたり、企業結合の対価の算定の基礎とした投資の合理的な回収期間を参考にすることも可能である」とされている。これを受けて、現行の実務においては、投資の合理的な回収期間を参考にして償却期間を決定していることが多いと考えられる。
20. この点、「効果の及ぶ期間」について本資料第 16 項のとおりに整理した場合には、「投資の合理的な回収期間」との関係は必ずしも明確ではない。そうした中で、第 585 回企業会計基準委員会でも確認したように、回収期間によって償却期間を決定すると、有望な M&A 案件について初期段階の償却負担が大きくなり、M&A の状況を反映しない営業利益となる実務があるとの指摘が行われている。このため、「投資の合理的な回収期間」と「効果の及ぶ期間」との関係について、今後、整理を行うことが考えられる。

(償却期間に関する予見可能性)

21. 企業結合会計基準第 105 項は、のれんの効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法を説明する文脈において、「のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のパターンは合理的に予測可能なものではない」との批判があることが言及されている。
22. このような予測の困難さは、取得のれんが無形の残余であり、具体的な廃却等の事象が観察されないため、有形固定資産と異なり、キャッシュ・フロー獲得への貢献が終了した時点を識別することが容易でないことに起因すると考えられる。また、本資料第 12 項に記載したとおり、企業結合後に発生した自己創設のれんへの置き換えが生じている点も予測の困難さに影響を与えていると考えられる。
23. このような難しさがある中で、償却期間の決定にあたっては、各企業でのれんの内容を分析するなどの努力が行われている。これに関連して、第 585 回企業会計基準委員会における議論で確認されたように、のれんの償却期間については監査人との協議が必要なため予見可能性が乏しく、M&A 案件の最終段階で資産を認識する段階にならないと償却期間を決定できないため、その反動として価格交渉等の企業行動に影響を与えているとの指摘がある。
24. このような予見可能性に関する課題に対しては、のれんの価値の減価という忠実な表現を損なわない範囲で実務負担の軽減を図ることを模索することが考えられる。例えば、一定の割り切りを行うことがコスト便益のバランスを再調整することに役立つ可能性があると考えられる。現行の取扱いにおける規則的な償却の採用や償却期間の上限(20 年)

の設定もそうした割り切りの一種と言えるが、例えば、デフォルトの償却期間を設けるなど、予測の困難さを軽減するための対応をさらに拡充すべきかどうかについて、今後、検討していくことが考えられる。

(償却の開始時期)

25. 取得のれんの償却の開始時期については、企業結合適用指針第 76 項において、原則として企業結合日とされており、取扱いが明確であると考えられる。その一方で、企業結合日から取得のれんを償却することについて、第 585 回企業会計基準委員会で確認したように、収益性が低く投資がネガティブに見えてしまい、シナジー効果が生じるまでの数年間を耐え忍ぶことになるとの指摘や、買収直後からのれんが減価するのか疑問であるとの指摘が寄せられていた。
26. 一般的に、企業結合の検討段階において計画したシナジー効果を実現するために、企業結合後にポスト・マージャー・インテグレーション（PMI）と呼ばれる統合プロセスが実施されることが多い。ここで、本資料第 10 項のとおり、GC 要素とシナジー要素を取得のれんの主要な構成要素として捉える場合、シナジー効果の発現時期と取得のれんの償却の開始時期との関係について、今後、検討していくことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料の事務局の分析についてご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

企業結合に関する会計基準の抜粋

第 32 項

のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

第 105 項

のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法が考えられる。「規則的な償却を行う」方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる。また、のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。さらに、企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる。のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという点に関しては、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的であると考えられる。また、のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め「規則的な償却を行う」方法には一定の合理性があると考えられる。

第 106 項

一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法は、のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。また、超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的な努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるという問題点がある。実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。

第 107 項

平成 15 年会計基準では、こうした議論を踏まえ「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損

なわれた時に減損処理を行う」方法に対し、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があることや、子会社化して連結する場合と資産及び負債を直接受け入れ当該企業を消滅させた場合との経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図るなどの観点から、規則的な償却を採用した。また、その償却期間についても、平成9年連結原則の連結調整勘定の償却に係る考え方を踏襲し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとした（第32項参照）。

以 上